

## 第4章 計画の内容

### 基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

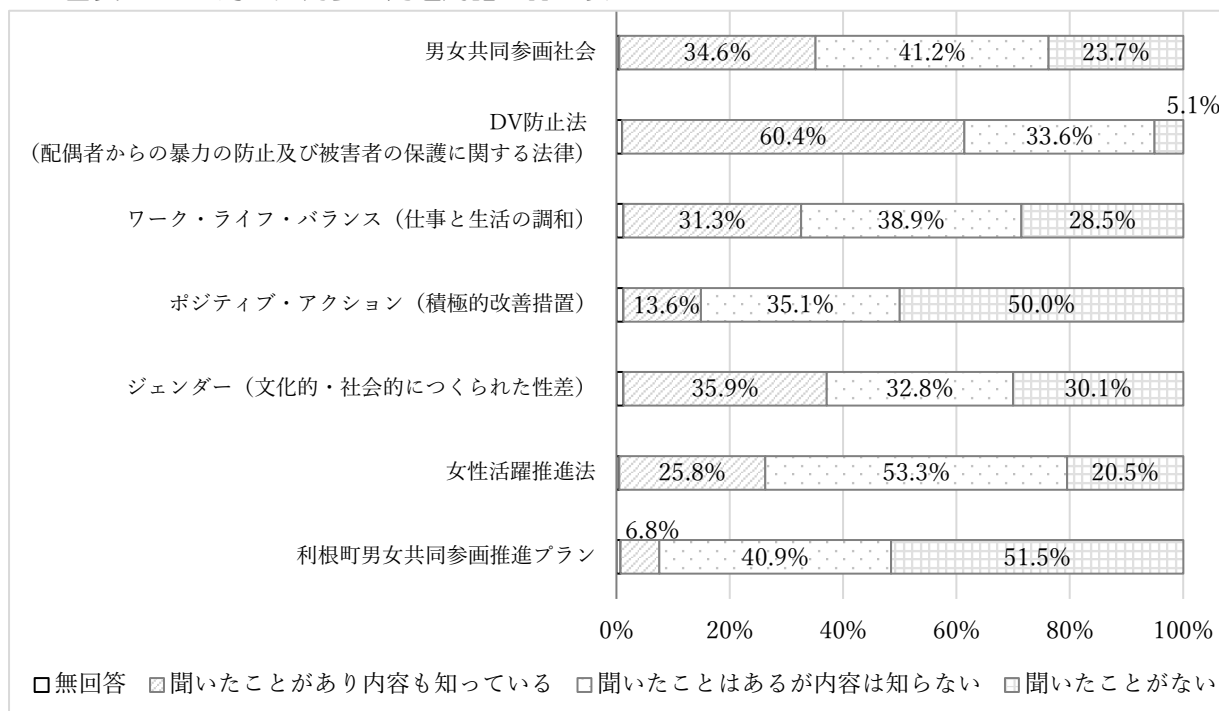
#### 施策の方向1. 男女共同参画意識を広める活動の充実

##### 現状と課題

##### ①男女共同参画関連用語の認知度

住民アンケート調査結果によると、男女共同参画関連用語の認知度【図表 1-1】では、最も認知度が高かったのは「DV防止法」で、次いで「ジェンダー」、「男女共同参画社会」となっています。一方、「利根町男女共同参画推進プラン」や「ポジティブ・アクション<sup>10</sup>」については、5割以上が聞いたことがないとしており、認知度の低さが目立ちます。

図表 1-1 男女共同参画関連用語の認知度



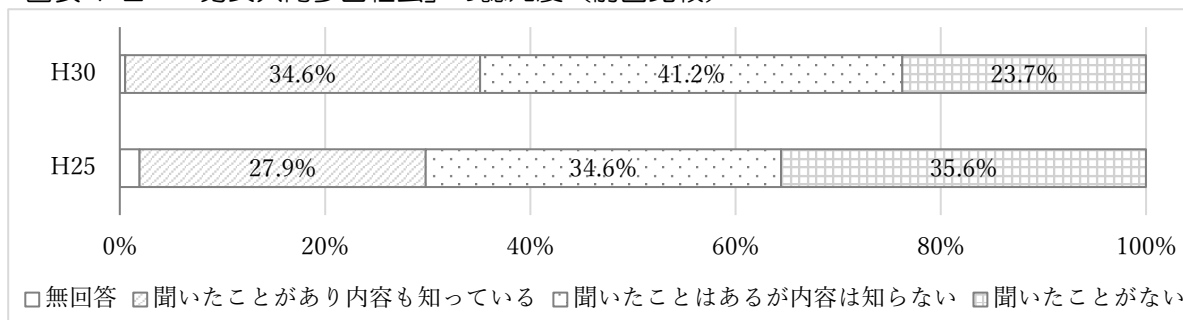
資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

<sup>10</sup> ポジティブ・アクション 従来の雇用慣行や性別役割分担意識が原因となって女性の能力発揮が妨げられている場合に、このような事実上の男女格差の解消を目指して女性労働者のために講じる措置のこと。

②男女共同参画社会の認知度

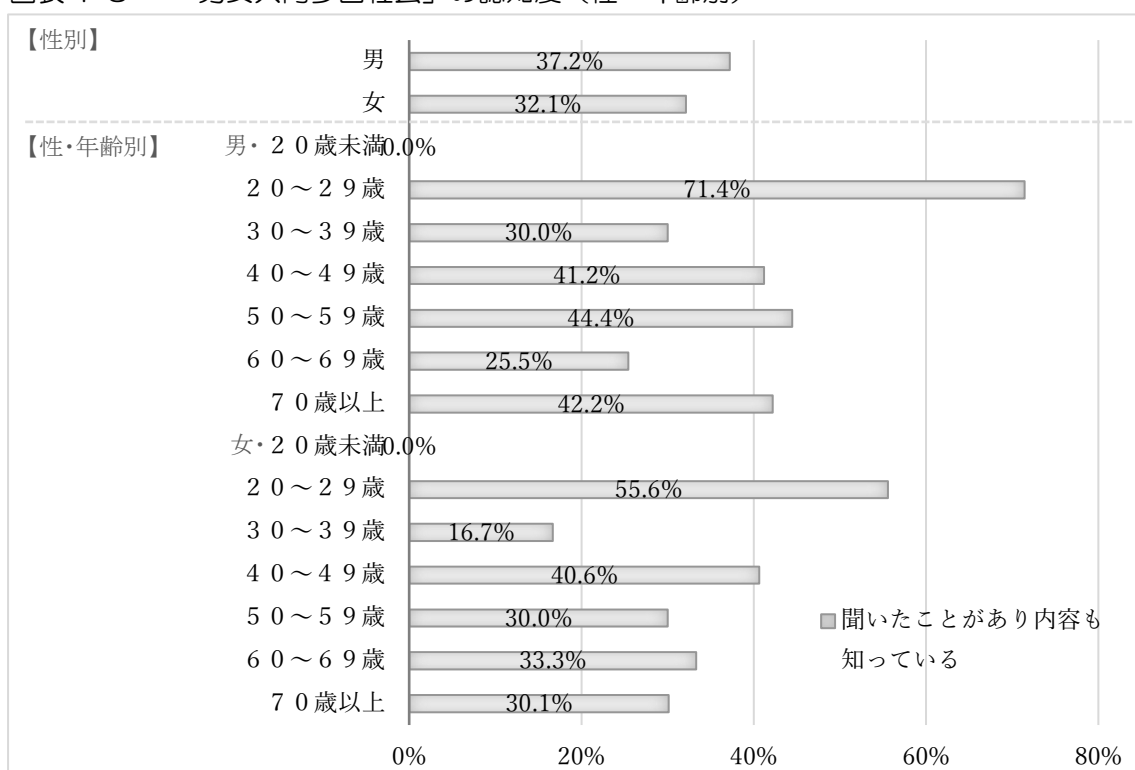
住民アンケート調査結果によると、男女共同参画社会の認知度【図表 1-2, 1-3】については、前回調査と比較すると、認知度は上がってきており、また、性・年齢別でみると、男女とも20代における認知度が高くなっています。

図表 1-2 「男女共同参画社会」の認知度（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 1-3 「男女共同参画社会」の認知度（性・年齢別）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

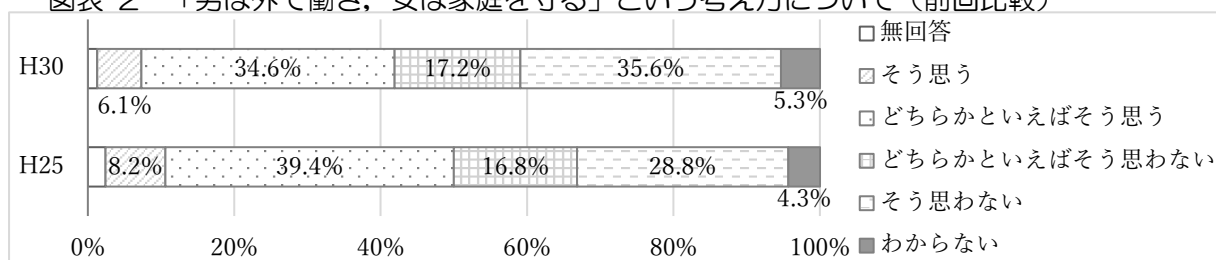
## 第4章 計画の内容（基本目標1）

### ③性別による固定的役割分担意識

住民アンケート調査結果によると、性別による固定的役割分担意識【図表2、3】については、前回調査と比較すると、「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方、「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある」という考え方については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と思う人が増加しています。しかし、「性別だけで決めつけていることがある」については、6割以上の人々が「そう思う・どちらかといえばそう思う」としており、性別による固定的役割分担意識がまだまだ根強く残っていることが分かります。これを解消するために繰り返しの意識啓発を推進していく必要があります。

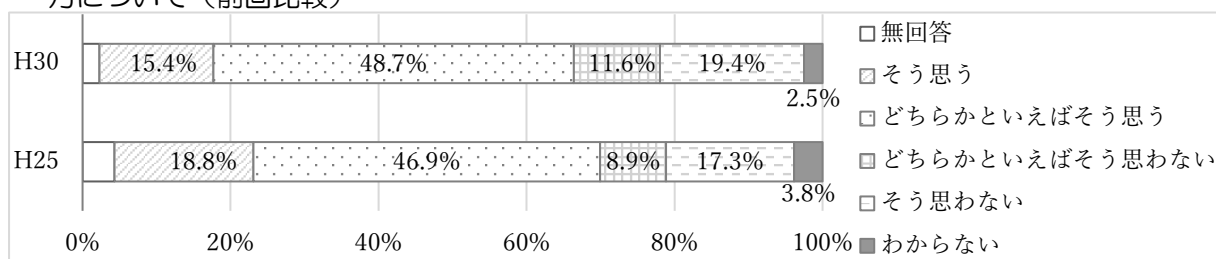
また、「結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」【図表4】については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が増加しており、従来の男性観、女性観に縛られない考え方が浸透してきていると思われます。

図表2 「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について（前回比較）



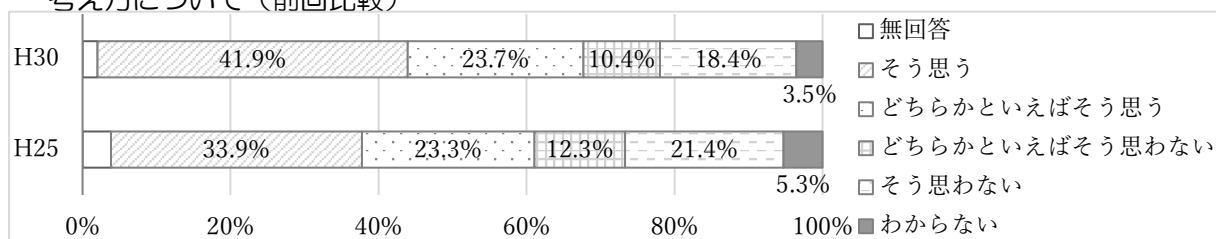
資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表3 「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある」という考え方について（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表4 「結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について（前回比較）

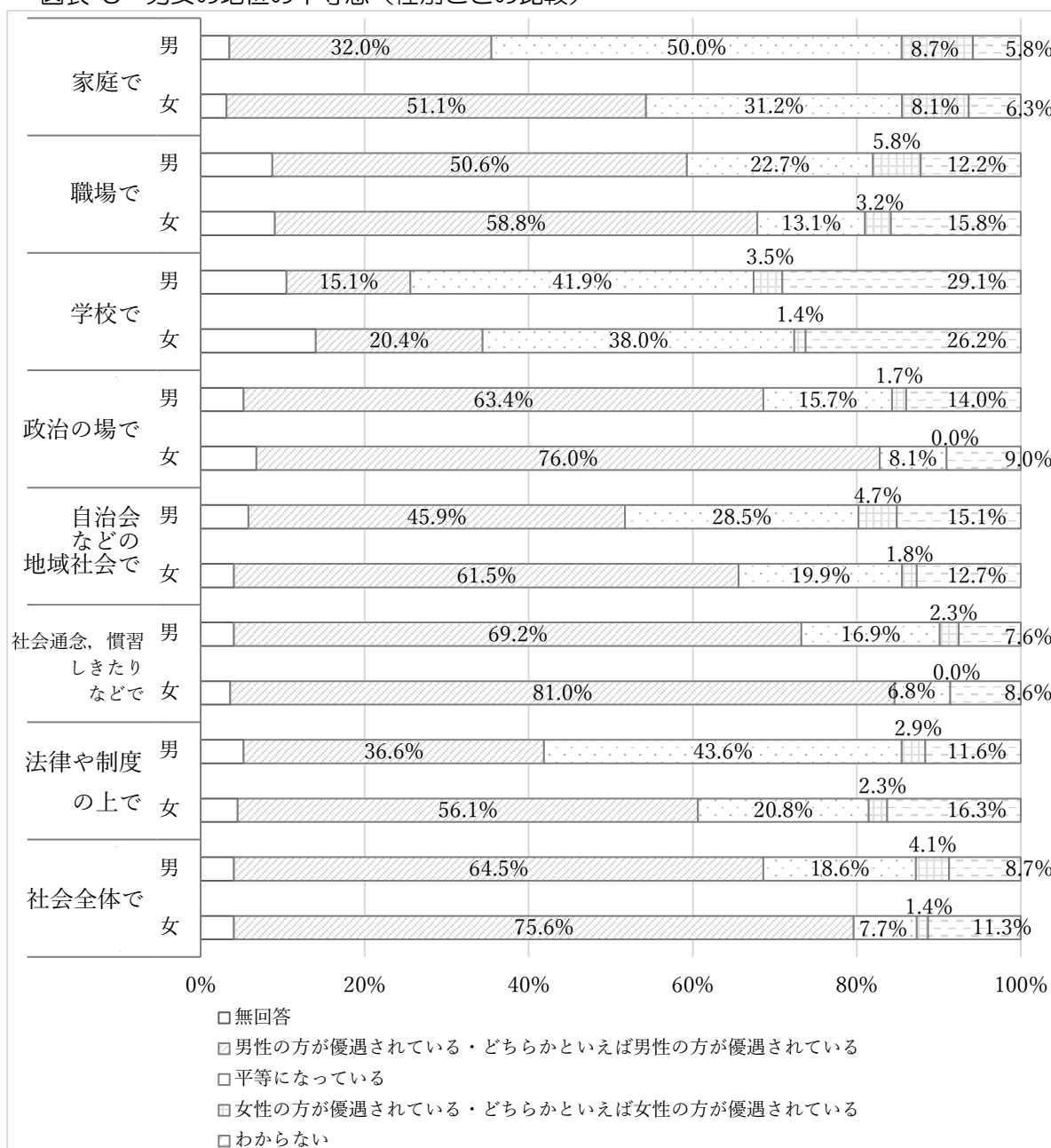


資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

④男女の地位の平等感

住民アンケート調査結果によると、男女の地位の平等感【図表5】については、「学校で」の設問において平等であると思う人の割合が高いです。しかし、全般的に男性の方が優遇されていると思う人の割合が高く、社会全体で見ると、まだまだ男性優遇の傾向が見られます。また、性別で比較すると、どの設問に対しても男性より女性の方が平等になっていると思う人の割合が低く、男女間で意識に差があることがわかります。

図表5 男女の地位の平等感（性別ごとの比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

## 第4章 計画の内容（基本目標1）

### 具体的施策

#### ①男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画に関する町民意識を把握するとともに、男女共同参画関連の情報を広報紙や町公式ホームページ・町公式 SNS、イベント、男女共同参画コーナー等を利用して積極的に提供していきます。また、各種研修会等の情報を発信し、町民の学ぶ機会の提供と参加の促進に努めます。

| 事業名等                     | 事業内容  | 担当課   |
|--------------------------|---|-------|
| 男女共同参画に関する情報の提供と普及啓発     | 男女共同参画に関する取り組みや関連法令について、広報紙・町公式ホームページ・町公式 SNS・イベント等で情報提供を行います。<br>さらに、国・県等が開催する各種セミナー等の情報を収集し、参加を呼びかけ、男女共同参画意識の啓発を図ります。 | 企画課   |
| 図書館活用による男女共同参画関係図書・資料の提供 | 図書館内の男女共同参画コーナーにて関連の図書やパンフレット、チラシ等を配置して情報を発信します。また、関連 DVD 等を館内で視聴できるように設置し、男女共同参画の意識啓発に努めます。                            | 生涯学習課 |
| 定期的な意識・実態調査の実施           | 5年ごとに男女共同参画に関する意識・実態調査を実施します。   | 企画課   |

#### ②男女共同参画に関する条例の制定

国や茨城県の男女共同参画に関する各種法律や制度について研究し、町の男女共同参画に関する条例や制度の確立を図ります。

| 事業名等          | 事業内容  | 担当課 |
|---------------|---|-----|
| 男女共同参画推進条例の制定 | 男女共同参画に関する各種法律や制度について調査研究を行い、利根町男女共同参画推進条例を制定します。 | 企画課 |

## 施策の方向2. 男女共同参画に関する教育・学習の充実

### 現状と課題

住民アンケート調査結果によると、男女の地位の平等感【P.23 図表5】については、「学校で」の設問において平等であると思う人の割合が他の分野と比べると高いですが、男女間での意識の差は見られます。

すべての人が、意欲に応じて、仕事・家庭・地域社会あらゆる分野で活躍できる社会を実現するためには、制度を整えるのみでなく、一人ひとりの考え方を变えること、さらに行動に移していくことが大切です。

次世代を担う子どもたちに、性別による固定的役割分担意識を植え付けないためにも、子どもの頃から人権を尊重する心を育むことが重要です。そのためにも、学校教育はもとより、家庭や地域社会等あらゆる場面において、男女共同参画の視点に立った教育や学習活動を推進する必要があります。

また、町民一人ひとりが、男女共同参画に関する正しい理解に基づき、家庭生活や地域活動に自ら積極的に取り組むことができるよう、環境づくりや意識の啓発が重要です。

### 具体的施策

#### ①男女平等を推進する学校教育の充実

小中学校において男女平等の視点に立った人権教育を推進するとともに、教職員への意識啓発に努めます。

| 事業名等            | 事業内容   | 担当課          |
|-----------------|--|--------------|
| 人権教育の推進         | 社会科、道徳科を中心に全教科を通じた人権教育学習授業、人権に関する作品募集、老人福祉施設との交流による思いやりの心の育成授業などをつうじて、人がともに生きるにはどうしたらよいのか学習する機会を提供します。<br>また、人権について話し合い人権標語を決定・発表し、友達と仲良く助け合って生活することの大切さを意識づけます。 | 学校教育課<br>指導室 |
| 教職員向け人権教育研修会の実施 | 人権教育指導についての共通理解を深めるとともに、指導力の向上を目指した研修を実施します。   | 学校教育課<br>指導室 |

#### 第4章 計画の内容（基本目標1）

| 事業名等                  | 事業内容  | 担当課          |
|-----------------------|---|--------------|
| 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進  | 町内小中学校に通う特別な支援を必要とする児童生徒に対し、サポートを行う特別支援教育支援員を配置することにより、個々の特別な支援を必要とする児童生徒に応じた適切な教育を実施します。 | 指導室          |
| 小中学校における適切な性に関する指導の実施 | 町内小中学校の保健体育等の授業において、健康や性に関する正しい知識を学習する機会を提供します。   | 学校教育課<br>指導室 |

#### ②男女共同参画を支える社会教育の充実

男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、人権に関する研修や講演会などを実施し、町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。また、日常生活が充実したものとなるよう、趣味を見つける講座など学習機会の提供に努めます。

| 事業名等                | 事業内容   | 担当課   |
|---------------------|--|-------|
| 生涯学習活動における男女共同参画の実施 | 町民が男女共同参画の意識をもって、自主的なサークル活動等を継続できるよう支援します。                                 | 生涯学習課 |
| 人権に関する講演会の実施        | 人権に関する幅広い認識を深める機会となるよう、講演会等を開催し、町民が人権を尊重する意識の醸成に努めます。                      | 福祉課   |
| 男女共同参画の視点に立った講座の実施  | 男女がともに学び、親睦を図る機会を提供するために講座を開催します。また、働く男女が参加しやすいように土・日曜日や夜間に講座を開催する等工夫をします。 | 生涯学習課 |
| 男女共同参画に関する出前講座の実施   | 茨城県の男女共同参画推進員等と連携して、男女共同参画の意識啓発のための出前講座を実施します。                             | 企画課   |

### 施策の方向3. あらゆる人権侵害の根絶

#### 現状と課題

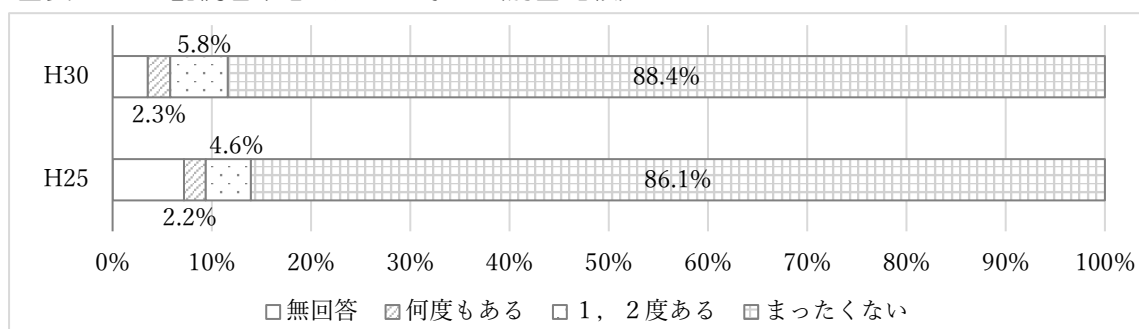
住民アンケート調査結果によると、配偶者や恋人からの暴力【図表 6-1, 6-2】については、全体としての割合は低いですが、前回調査よりも暴力行為を受けたことがあるとした人が増えています。性別で比較すると、女性の方が「ある」とした人の割合が多くなっており、被害者の多くは女性であることがわかります。また、暴力行為を受けたことがあるとした人で周囲へ相談した人【図表 7】は、4割弱となっており、相談窓口等被害者支援の強化及び周知の徹底が求められています。

男女が対等なパートナーとして社会で活躍するためにも、暴力は絶対にあってはならないものであり、重大な人権侵害です。暴力には、身体的なもののほか、精神的、性的な暴力も含まれ、また、デート DV といわれる一緒に暮らしていない交際相手からの暴力も問題となっています。

男女の人権がともに尊重され、安心して暮らすことができるよう、暴力防止に関する啓発と相談体制の充実等の被害者支援を実施し、あらゆる暴力の根絶を図る必要があります。

また、近年では、性の多様なあり方への理解が少しずつ広がってきていますが、性的マイノリティの方への偏見や差別は解消されていません。すべての人の人権の尊重のために、多様な性のあり方の理解に向けて啓発を実施する必要があります。

図表 6-1 配偶者や恋人からの暴力（前回比較）

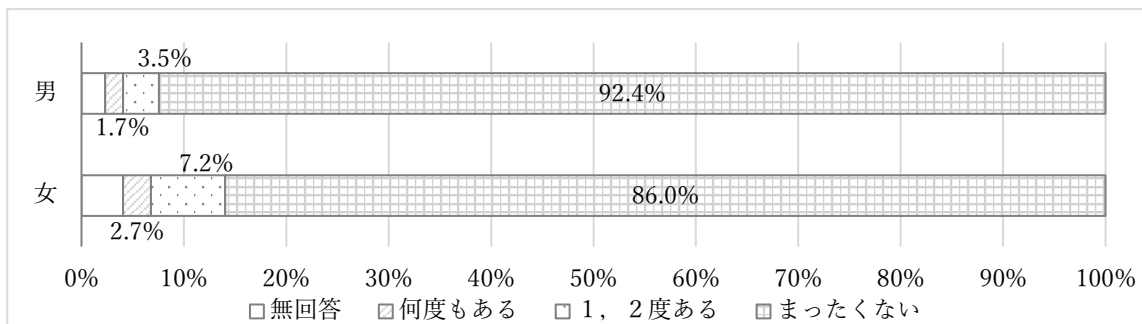


資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）



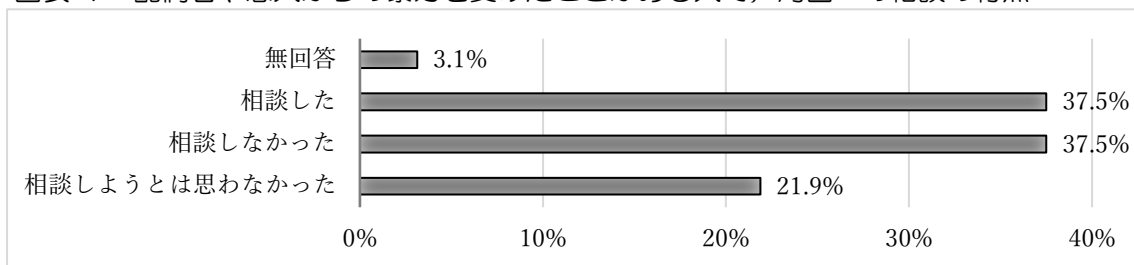
## 第4章 計画の内容（基本目標1）

図表 6-2 配偶者や恋人からの暴力（性別ごとの比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 7 配偶者や恋人からの暴力を受けたことがある人で、周囲への相談の有無



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

### 具体的施策

#### ①暴力根絶に向けた意識づくり

重大な人権侵害である男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等を未然に防ぐため、暴力等に関する基礎知識を認識してもらうよう啓発に努めます。

| 事業名等                             | 事業内容  | 担当課               |
|----------------------------------|---|-------------------|
| ドメスティック・バイオレンスの根絶及びストーカー防止に関する啓発 | 配偶者や恋人など親密な関係者間での暴力やストーカーは犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、啓発活動を行います。 | 福祉課<br>企画課<br>総務課 |
| セクシュアル・ハラスメント根絶に関する啓発            | 職場や地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を町公式ホームページ等で提供し、根絶に向けた啓発活動を実施します。                | 企画課               |
| 児童虐待の防止等に関する啓発                   | 子どもの人権や児童虐待防止に向けた啓発を行います。   | 子育て支援課            |

## ②相談体制の強化と被害者支援

町民にとって、最も身近な行政である町の役割は重要であることから、的確な相談ができるよう支援情報の収集に努め、被害者が安心して相談できるよう体制を整えます。また、茨城県等の被害者支援ネットワークに繋ぐ等、被害者の安全を最優先に考えた支援に努めます。

さらに、ドメスティック・バイオレンスの問題を抱えている家庭においては、児童虐待のリスクも高いことから、保健・医療・教育など関係機関と連携を図りながら、児童虐待防止対策を推進します。

| 事業名等                      | 事業内容   | 担当課            |
|---------------------------|--|----------------|
| ドメスティック・バイオレンスに関する相談体制の整備 | 相談窓口を設置し体制の強化に努めるとともに、各課との連携により被害者情報の漏えいに留意し、秘密を厳守します。また、問題解決に向けた質の高い相談や情報提供ができるよう人材育成を図ります。 | 福祉課<br>関係各課    |
| ドメスティック・バイオレンス被害者への支援     | 茨城県等の関係機関との連携を強化することにより、緊急的・一時的な保護・支援を行います。また、加害者に対し、被害者等の住民情報に関する閲覧の制限等の支援措置を行います。          | 福祉課<br>住民課     |
| 無料法律相談の実施                 | 予約制により弁護士による相談を行います。   | 福祉課            |
| 人権相談の実施                   | 人権問題等で困っている方を対象に相談窓口を開設し、人権擁護委員による人権相談を行います。   | 住民課            |
| 児童虐待の早期発見・早期対応            | 要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図り、よりよい育児環境づくりを目指します。                            | 子育て支援課         |
| 子ども家庭総合支援拠点設置事業           | 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。                | 子育て支援課<br>関係各課 |

#### 第4章 計画の内容（基本目標1）

##### ③性に関する差別の解消

性的マイノリティの方へ国や茨城県で実施している制度に関する情報の提供や多様な性のあり方に対する理解を促進するための啓発を行います。

| 事業名等           | 事業内容                              | 担当課        |
|----------------|-----------------------------------|------------|
| 性的マイノリティに関する啓発 | 性的マイノリティへの理解を促進するための情報提供や啓発を行います。 | 企画課<br>福祉課 |

